

営業店フロントランナーの実践誌

銀行実務

8

August 2019
通巻724号 VOL.49 NO.8

特集

事業承継

インフラ整備と円滑化の可能性

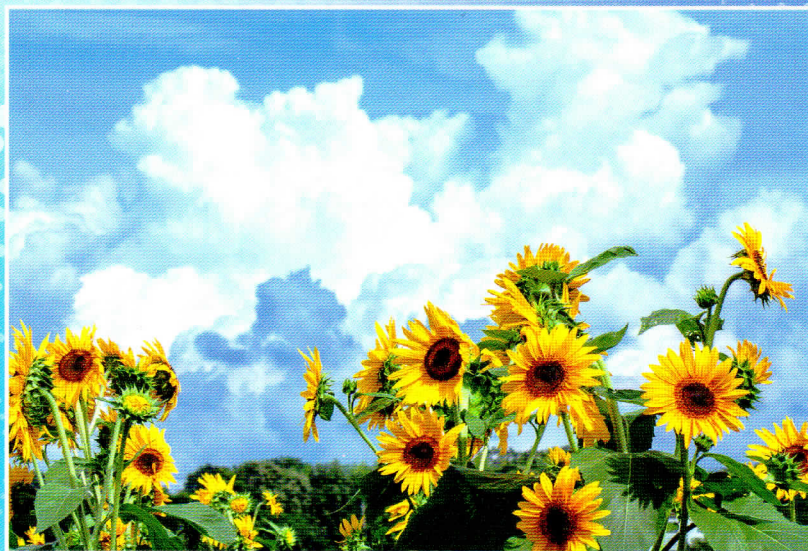
トップインタビュー

「顧客を知り尽くしたコンサルティングで中核取引先を増強」

千葉興業銀行 頭取 梅田 仁司氏

特別企画 在留外国人の預貯金口座に関する実務上の問題点

特別研究 人生100年時代 顧客の資産形成・管理における提案ポイント



銀行研修社

銀行実務



トップインタビュー 当行のビジネスモデル

顧客を知り尽くしたコンサルティングで中核取引先を増強 10

千葉興業銀行 頭取 梅田 仁司 氏

特集

事業承継 インフラ整備と円滑化の可能性

Part 1 出資規制5%の見直し

地方創生・事業承継支援のための出資規制見直しの概要と地域金融機関への期待 18
アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 龍野 滋幹／弁護士 波多野恵亮

Part 2 後継者候補人材の派遣

経営者人材の派遣・仲介による承継支援 23
クロスワンコンサルティング株式会社 代表取締役 宇野 俊郎

Part 3 個人保証の見直し

経営者保証ガイドラインの改定と地域金融機関の事業承継のあり方 27
アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 龍野 滋幹／弁護士 波多野恵亮

Part 4 後継者への経営権集中

相続法改正対策と後継者への経営権集中に向けた法規制の活用と課題 29
中小企業診断士／事業承継士 沼田 和広

特別企画

在留外国人の預貯金口座に関する実務上の問題点 32

虎門中央法律事務所 弁護士 高橋 泰史

特別研究

人生100年時代 38

顧客の資産形成・管理における提案ポイント

株式会社金融R&BMFP研修社 代表取締役 小関 功一

● 成年後見制度利用の現状と金融取引の提案 44

稲葉総合法律事務所 弁護士 鈴木 正人／早川経営法律事務所 弁護士 國分 吾郎

● 法人担当者が知っておきたいリースの基本 48

EY新日本有限責任監査法人 金融事業部 公認会計士 久保 怜大／公認会計士 有地 千絵

● 民事執行法の改正と銀行営業店実務 52

鈴木総合法律事務所 弁護士 鈴木 仁史

Part 4 後継者への経営権集中

相続法改正対策と後継者への経営権集中に向けた法規制の活用と課題

2019年7月1日から、一部の制度（配偶者居住権の新設、自筆証書遺言の保管）を除き、改正相続法が施行された。本項では、遺留分制度の変更点を中心に、事業承継対策への影響を解説する。

中小企業診断士／事業承継士 沼田 和広

1 相続法改正に伴う遺留分の制度変更

約40年ぶりに民法の相続分野が改正された。配偶者の居住権保護、遺言制度の見直し、特別寄与制度の創設、遺産分割等の見直し、遺留分制度の見直し等に拠り、事業承継対策にも影響する。本稿は、2019年7月1日に施行された「遺留分の金銭債権化」と「遺留分算定方法の見直し」を取り上げる。

(1) 遺留分の金銭債権化

遺留分権利者が遺留分減殺請求権を行使すると、今までは、当然に物権的効果が生じ、遺留分侵害の対象となった財産の所有権が遺留分権利者に帰属した（遺留分侵害行為の取消）。対象財産が、後継者に遺贈等された事業用資産であれば相続人の共有となり、自社株式であれば準共有となる。

後継者の権利行使が制限され、事業運営・継続が困難となる場合もあった。改正後は、遺留分権利者は、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いのみ請求できる（遺留分侵害額請求権）こととなり、事業用資産や自社株式の所有権は影響を受けない。侵害相当額の支払資金を用意する必要はあるが事業の運営に支障は出ない。

(2) 遺留分算定方法の見直し

相続人に対して生前贈与を行った場合、今までは、過去の贈与財産すべて（期間の制限なし）が、特別受益として遺留分に算入された。特に、自社株式の場合には、贈与時の価格ではなく、相続時の価格で評価されるため、被相続人の死亡時に、会社が業績好調だと株価が高くなり、遺留分も増えることになる。

改正後は、相続人に対する贈与で特別受益とされるのは、

相続開始前10年間に限定されることになった。早い段階で後継者を決め、計画的に自社株式を生前贈与できれば、（贈与税等、税務上の対応は必要であるが）遺留分侵害額請求により、金銭請求されるリスクは減少することになる。

ただし、条文には「当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたとき」は、10年より前であっても遺留分に算入されるとの記載がある。今後争点となる可能性があるため、裁判等での解釈や判断を注視したい。

(3) 実務への影響

自社株式の移転方法に、今後は、買取資金が必要な売買ではなく生前贈与を選択するケースが増えると考えられる。売買時の資金調達（融資）に加え、贈与時に使う税制の選択等企業の状況に合わせてより専門的できめ細かな助言・

支援が求められるであろう。

2 事業承継税制や民法特例との関係

(1) 税制の限界

2018年度の事業承継税制改正に加え、2019年度は個人版事業承継税制が創設される等、税制面で事業承継を支援する仕組みが整ってきた。暦年課税制度や相続時精算課税制度もあり、事業承継の実務で使える税制度の選択肢は広がっている。一方、遺留分侵害額請求権が行使されるリスクは依然として残っており、税制だけでは対応が難しい。

(2) 民法特例等による補完

遺留分侵害額請求のリスクは、今回の改正相続法や経営承継円滑化法の民法特例で減少させることができる。民法特例の除外合意では、対象自社株式の価額を遺留分算定の

基礎財産から除外できる。さらに、書面でオプション合意をすれば事業用不動産等も除外対象に含めることができる。

遺留分侵害額請求対策として万全だが、確認件数は平成29年3月末で142件（除外合意137件、固定合意5件）と多くない。後継者と遺留分のある推定相続人全員の合意をとり（事前に説明し納得してもらう過程が必要）、経済産業大臣の確認と家庭裁判所の許可を得る手続が（心理面も含めて）障害になる可能性がある。そのような状況で相続法が改正され、株式の贈与後10年で遺留分侵害額請求のリスクが減る意義は大きい。

今後、事業承継計画では、10年という時間軸の中で、早い時期に自社株式の贈与を検討することになる。後継者が経営者として成長するため支援（後継者塾等）、株主としての暴走を抑える仕組み

（黄金株の導入等）等の助言がより重要になる。

3 第三者への事業承継

親族内承継は依然として過半を占めているが、親族外への承継も3割を超え、事業承継の有力な選択肢である（2019年版中小企業白書）。

(1) 第三者贈与の制約要因

事業承継税制の特例措置は、民法特例ともに、第三者が後継者の場合にも適用が可能となった。しかし、実際に適用されるケースは少なく、第三者への株式移転では、贈与よりも売買を選択することが多い。その理由として、後継者とはいえ、他人である第三者に自社株式を無償で移転することへの心理的な抵抗感（相続人全体の相続財産も減る）があるからと考えられる。

第三者承継でも贈与を選択し、これら制度の活用を促す

ために経営者・後継者と親族である相続人が普段から十分に意思疎通を図る等、後継者である第三者への贈与の納得性を高める努力が必要となる。

(2) 国による支援の促進等

事業承継税制の活用促進と併せて、更なる支援が実施される。2019年6月21日に閣議決定された「骨太方針2019」では経営資源引継ぎ型の創業、第二創業・ベンチャー型事業承継、経営者保証の負担軽減等が示されている。第三者承継では、地域に貴重な経営資源を残すという視点も重要である。2019年版中小企業白書には「経営資源の引継ぎ」の観点で経営者の世代交代が述べられている。経営資源（従業員、設備、取引先等）を意欲の高い次世代の経営者に引継ぎ、創業や経営強化に繋げた事例が紹介されており、ご参考いただきたい。